平成２５年（フ）第９２号
千葉県勝浦市浜勝浦109番地
債務者　平山　康子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２７号
新潟県南魚沼市六日町356番地１
債務者　武田　信義
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
新潟県南魚沼市六日町356番地１
債務者　武田　照美
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
岡山県倉敷市南畝２丁目４番８号
債務者　稲積　賢一（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３７５号
さいたま市南区白幡６丁目７番６―415号
債務者　臼井　清高
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２７号
埼玉県戸田市笹目４丁目２番地の２　下伊那自動車寮307号室
債務者　鍋倉　大輔
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４６４号
埼玉県川口市西川口２丁目15番29号　セントラル西川口203号、旧住所埼玉県川口市西川口２丁目７番14号　篠原荘202号
債務者　星　　健二
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５０１号
埼玉県幸手市東３丁目７番18号、旧住所埼玉県幸手市中３丁目15番９号
債務者　村上　和美
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号
岩手県奥州市衣川区清水の上84番地１
債務者　加藤　良寛
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第２８号
岩手県奥州市衣川区清水の上84番地１
債務者　加藤　明美
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第２８号
福島県河沼郡会津坂下町字市中新町甲3851番地　グロワール202号室、前住所福島県河沼郡会津坂下町大字白狐字堀南乙57番地１
債務者　広瀬　正明（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第４６２号
埼玉県加須市花崎北１丁目25番地２　２号棟、旧住所埼玉県加須市上種足1156番地３
債務者　山中　眞理（旧姓関）
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４８１号
埼玉県朝霞市本町３丁目６番21号
債務者　芳野　優子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
東京都八王子市楢原町442番地４サンハイツ花ノ木103号
債務者　山川チヱ子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２９号
栃木県足利市伊勢町２丁目８番地28
債務者　木村　眞一
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第７２７号
横浜市南区中島町１丁目11番地２　横浜通町マンション202
債務者　山内　新吾
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８７号
横浜市港南区日野中央３丁目32番１―306号
債務者　福田　真弓
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部